

議案第 1 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

教育委員会所管の会計年度任用職員の職の新設、廃止、改正について定める。

また、引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に条ずれが生じているため、これを改める。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2
- (2) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）第2条第3項

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

を

保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務

」

に

非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務
副校長・教頭マネジメント支援員	副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務
保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務

」

改め、同表適応指導教室指導員の項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター支援員」に、「沖縄県適応指導教室」を「沖縄県教育支援センター」に改め、同表幼児教育アドバイザーの項を削り、同表学校問題解決支援コーディネーターの項の次に次のように加える。

架け橋期コーディネーター	幼児期又は架け橋期(子の満5歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満7歳に達した日以後における最初の3月31日までの2年間をいう。)における教育に関する補助的又は定型的な業務
--------------	--

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条(見出しを含む。)中「第2条第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改める。

第3条の表離島児童生徒支援センター生活指導員の項の次に次のように加える。

副校長・教頭マネジメント支援員	行政職給料表	2級
-----------------	--------	----

第3条の表適応指導教室指導員の項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター支援員」に改め、同表幼児教育アドバイザーの項を削り、同表学校問題解決支援コーディネーターの項の次に次のように加える。

架け橋期コーディネーター	教育職給料表(3)	2級
--------------	-----------	----

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

改正案の概要

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

(1) 副校長・教頭マネジメント支援員の職を定める。(学校人事課)

ア 業務内容

副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

任用を想定している人材が元管理職又は元事務長であることから、行政職給料表とし、職務の級は職務の内容及び国の補助単価を参考に2級としている。

(2) 適応指導教室指導員の職の名称を改める。(県立学校教育課)

ア 業務内容

沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務

イ 改正の概要

総合教育センターに設置されている適応指導教室について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、名称を教育支援センターに改正することに伴い、適応指導教室指導員も教育支援センター支援員に名称を改正する。

(3) 幼児教育アドバイザーの職を廃止する。(義務教育課)

ア 業務内容

幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務

イ 廃止する理由

幼児教育アドバイザーを発展的に解消し、新たに架け橋期コーディネーターを新設するため、幼児教育アドバイザーの職を廃止する必要がある。

(4) 架け橋期コーディネーターの職を定める。(義務教育課)

ア 業務内容

幼児期又は架け橋期（子の満5歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満7歳に達した日以後における最初の3月31日までの2年間をいう。）における教育に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

幼児教育アドバイザーと同様に元教諭を想定しているため、教育職給料表(3)とし、職務の級は2級としている。

(5) 引用している沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の条ずれが生じているためこれを改める等の所要の改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）を次のように改める。＜第1条＞
 - ア 副校長・教頭マネジメント支援員の職を設置する。（第2条関係）
 - イ 適応指導教室指導員の職名及び職務内容を改める。（第2条関係）
 - ウ 幼児教育アドバイザーの職を廃止する。（第2条関係）
 - エ 架け橋期コーディネーターの職を設置する。（第2条関係）
 - オ その他所要の改正を行う。（第2条関係）
- (2) 沖縄県会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）を次のように改める。＜第2条＞
 - ア 引用している沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第42号）と条ずれが生じているため、これを改める。（第1条及び第2条関係）
 - イ 副校長・教頭マネジメント支援員の職の区分を定める。（第3条関係）
 - ウ 適応指導教室指導員の職の区分の名称を改める。（第3条関係）
 - エ 幼児教育アドバイザーの職の区分を削る。（第3条関係）
 - オ 架け橋期コーディネーターの職の区分を定める。（第3条関係）
 - カ その他所要の改正を行う。（第1条及び第2条関係）
- (3) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 関係各課との調整状況

財政課と調整済み。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表																									
改正案		現行																							
（趣旨） 第1条（略） （設置） 第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。		（趣旨） 第1条 この訓令は、教育委員会における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。																							
<table><tr><th>職</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>事務補助</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常勤講師</td><td>児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>副校長・教頭マネジメント支援員</td><td>副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>保健指導員</td><td>職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>教育支援センター支援員</td><td>沖縄県教育支援センターにおける児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務</td></tr></table>	職	職務内容	事務補助	(略)	非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務	副校長・教頭マネジメント支援員	副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務	保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務	教育支援センター支援員	沖縄県教育支援センターにおける児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	<table><tr><th>職</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>事務補助</td><td>補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>保健指導員</td><td>職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>非常勤講師</td><td>児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務</td></tr><tr><td>適応指導教室指導員</td><td>沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務</td></tr></table>	職	職務内容	事務補助	補助的又は定型的な業務	保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務	(新設)	(新設)	非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務	適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務
職	職務内容																								
事務補助	(略)																								
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務																								
副校長・教頭マネジメント支援員	副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務																								
保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務																								
教育支援センター支援員	沖縄県教育支援センターにおける児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務																								
職	職務内容																								
事務補助	補助的又は定型的な業務																								
保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務																								
(新設)	(新設)																								
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務																								
適応指導教室指導員	沖縄県適応指導教室における児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務																								

(削る。)	(削る。)	幼児教育アドバイザー	幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務
学校問題解決支援コーディネーター	(略)	学校問題解決支援コーディネーター	市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務
架け橋期コーディネーター	幼児期又は架け橋期（子の満5歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満7歳に達した日以後における最初の3月31日までの2年間をいう。）における教育に関する補助的又は定型的な業務	(新設)	(新設)

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表														
改正案	現行	行												
（趣旨） 第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第3条第1項ただし書及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）</u>第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第3条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職） 第2条 条例第3条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。 （略） （略） （略） （略） （略） （略） （規則第2条第3項の任命権者が定めるもの） 第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。 <table><tr><th>職</th><th>給料表の種類</th><th>職務の級</th></tr><tr><td>事務補助</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	職	給料表の種類	職務の級	事務補助	（略）	（略）	（趣旨） 第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）<u>第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）</u>第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職） 第2条 条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。 (1) 非常勤講師 (2) 外国語指導助手 (3) スクールカウンセラー (4) スクールカウンセラーに準ずる者 (5) スクールソーシャルワーカー (6) スクールソーシャルワーカーに準ずる者 （規則第2条第3項の任命権者が定めるもの） 第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。 <table><tr><th>職</th><th>給料表の種類</th><th>職務の級</th></tr><tr><td>事務補助</td><td>行政職給料表</td><td>1級</td></tr></table>	職	給料表の種類	職務の級	事務補助	行政職給料表	1級	
職	給料表の種類	職務の級												
事務補助	（略）	（略）												
職	給料表の種類	職務の級												
事務補助	行政職給料表	1級												

離島児童生徒支援センター生活指導員	(略)	(略)
副校長・教頭マネジメント支援員	行政職給料表	2級
教育支援センター支援員	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
学校問題解決支援コーディネーター	(略)	(略)
架け橋期コーディネーター	教育職給料表(3)	2級

離島児童生徒支援センター生活指導員	行政職給料表	1級
(新設)	(新設)	(新設)
適応指導教室指導員	行政職給料表	1級
幼児教育アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
学校問題解決支援コーディネーター	教育職給料表(3)	2級
(新設)	(新設)	(新設)

参照条文

○**地方自治法**（昭和二十二年法律第六十七号）

〔報酬等〕

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②、④ （略）

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○**地方公務員法**（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

1 「会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）」（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

11 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2、7 （略）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**
（昭和三十一年法律第百六十二号）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条

性)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（学校の範囲）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（就学義務）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 ～ 3 （略）

（校長、教頭、教諭その他の職員）

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代

理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

9 ～ 19 （略）

（準用規定）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（設備及び環境）

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

2 （略）

（学年の始期及び終期）

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

（児童の権利）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神

にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童等)

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

○母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 ～ 6 (略)

副校長・教頭マネジメント支援員配置事業

背景： 文科省が公表した教員勤務実態調査によると副校長・教頭の勤務時間が最も長いとの結果が出ており、本県においても同様の状況にあることから、副校長・教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

課題： 副校長・教頭は校長を補佐するだけでなく、校務の整理、施設管理や職員の指導・育成等、幅広い分掌を担っており、業務量を軽減すべき職である。しかし、教員の多忙化や誰もができる業務ではないことから、これまで教頭等の負担軽減が図れていない。

取組： 元管理職や元事務職員等、学校現場を熟知しているかつ専門性を有する支援員を公立小・中学校へ配置し、教頭等業務の一部を補助する。（業務内容（例）参照）

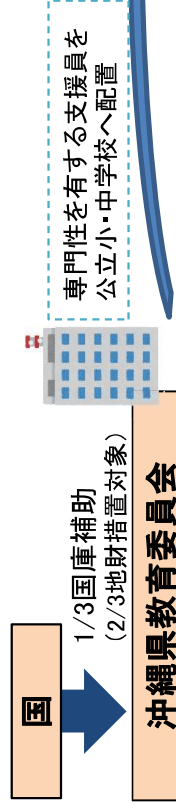
期待される効果：

- ① 教頭等の長時間勤務の解消
- ② 教頭等が本来の業務や業務改善に注力できる

① 学校全体の教員の長時間勤務の解消
② 休職者・離職者の減少
⇒ 教員不足の解消

成果指標： 時間外在校等勤務時間

成果目標： 配置校における副校長・教頭の指定月（6・7・9月）の時間外在校等時間が前年度同月比で減少



【必要経費】

報酬、期末勤勉手当、費用弁償、共済費

※1 勤務時間 7.75時間/日、36.75時間/週 以内

※2 1時間あたりの単価は、1,690円（行政職2級相当）

【任用条件】

資格要件なし

【任用想定人材】

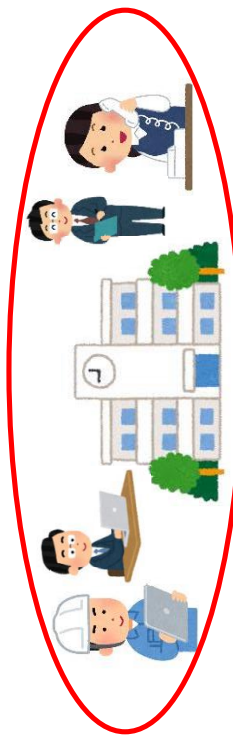
元管理職、元学校事務職員等

【配置対象校】

教頭等が単独配置となっている小中学校から、特に必要と認められる学校へ配置

【配置人数】

（事業初年度は効果検証を図るため）9校9人を配置予定



【副校長・教頭マネジメント支援員の業務内容（例）】

- (1) 教職員の勤務管理事務の支援
- (2) 施設管理
- (3) 保護者や外部との連絡調整
- (4) 調査・統計等の対応
- (5) その他教頭等の時間外勤務縮減に資する業務

不登校児童生徒への支援の在り方について検討をする「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後重点的に実施すべき施策の方向性についての報告書がまとめられましたので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

4 初児生 第10号
令和4年6月10日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 重 隆 信
(公 印 省 略)

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「令和2年度問題行動等調査」という。）によると、小・中・高等学校等における不登校児童生徒数は239,178人であり、過去最多となっております。これまでも、不登校児童生徒に対する支援については、平成28年7月の不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」や長年にわたる不登校施策に関する通知内容を改めて整理した「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日元文科初第698号）等を固知し、施策の推進を図ってきたところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化、子供たちの教育の在り方や学び方への影響、GIGAスクール構想による一人一台端末などのICT環境の整備をはじめとするDX推進など、従来とは異なる状況が教育現場等を取り巻く中、不登校児童生徒への支援の在り方についても、これまでの施策を礎にしつつも、新たに付加すべき視点が不在かを今一度検討し、優先的・重点的に実施すべき方を整理することが求められています。

こうしたことから、令和3年9月より、文部科学省において「不登校に関する調査研究協力者会議」（以下、「本有識者会議」という。）を設置し、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する検討を行い、今般、その報告書が取りまとめられました（別添1及び別添2参照）。

別の学習指導や相談支援を受けることができれば、早期に学習や進学への意欲を回復する効果が期待されます。各教育委員会等の主導の下、オンラインやICTの活用も視野に入れつつ、校内の別室を活用した「校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）」の設置を御検討いただくようお願いいたします。

なお、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称としていただくよう、御検討をお願いします。

6. フリースクール等民間団体との連携（報告書19ページ）

不登校の要因や支援ニーズは多岐に渡り、その全てを学校・教育委員会のみで担うことは限界があるため、不登校児童生徒の支援を実施する際には、国・地方公共団体は民間団体その他の関係者相互の密接な連携の下で施策を実施するよう、教育機会確保法及び基本指針に規定されています。文部科学省においても、令和2年度から実施している「不登校児童生徒に対する支援推進事業」において、教育委員会等とフリースクール等の民間団体が連携し、不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行う不登校児童生徒支援協議会の設置や、教職員研修会、保護者向け学習会等を実施する際の経費の一部を補助しておりますが、引き続き、当該事業等も活用しつつ、対話を通じて双方の顔が見える関係の構築を行っていただくようお願いいたします。

7. ICT等を活用した学習支援等を含めた教育支援センターの機能強化（報告書21ページ）

「令和2年度問題行動等調査」によると、不登校児童生徒のうち、約3割が学校内外の相談・指導につながっていないという結果が出ています。その中でも特に学習意欲等があるにも関わらず、遠隔地に居住していること等により、近隣に学習や相談を行う施設等がないような児童生徒や家庭にとじこもりがちな児童生徒に対しても、適切な教育機会を確保することは重要であることから、都道府県や政令指定都市等が、ある程度広域を視野に入れつつ、ICTやオンラインの特性等を活かした学習支援や体験活動、家庭訪問等を含めたアウトリーチ型支援を一括して行うような「不登校児童生徒支援センター」（仮称）を設置することにも有効な手段の一つとして考えられることから、選択肢の一つとして御検討ください。

8. 教育相談の充実（オンラインカウンセリングを含む）（報告書24ページ）

学校における教育相談体制の整備の在り方等については、これまでも累次にわたって中央教育審議会答申や教育相談等に関する調査研究協力者会議報告等で取りまとめられているところですが、学校や教職員がSC・SWの職務や役割を理解していない、SC・SWが学校における自らの職務を理解していない等により、効果的な活用が行われていないのではないかと指摘がなされています。ついては、報告書に示す事例や文部科学省において作成している活

